平成２２年（フ）第６３１号
群馬県伊勢崎市上田町171番地４
債務者　石田　由和
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３７６２号
横浜市南区井土ケ谷上町27番４号
債務者　三浦　京子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　一美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０４号
宮崎市大塚町横立1501番地　コーポ紘洋101号、前住所宮崎市大字富吉2340番地４
債務者　西條　裕則
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６００号
岐阜市柳津町南塚１丁目86番地１
債務者　吉村　康広
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２６号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字向田31番地２
債務者　新井山悠樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６８１号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目386番地１　第二八光ビル103
債務者　市田　　司
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
埼玉県春日部市豊町５丁目18番地２　ディアコートＡ203、前住所埼玉県春日部市緑町２丁目10番22―607号
債務者　島村　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
埼玉県春日部市藤塚1933番地５　アネックス春日部第７期202号、前住所埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目317番地１　サードプレステージ307号室
債務者　中村　史郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４５号
埼玉県春日部市藤塚1933番地５　アネックス春日部第７期202号、前住所埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目317番地１　サードプレステージ307号室
債務者　中村　麻未（旧姓張替）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８番53号　ウェルフェアグリーン越谷426号
債務者　菅原由布子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７９０号
埼玉県八潮市大字南川崎93番地
債務者　齋藤　昌明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５４２号
千葉県浦安市堀江６丁目10番６号　村松方
債務者　村松　優子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５１号
千葉県船橋市海神１丁目５番11号　サンシャインハイツ205号
債務者　青木　　崇
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７４号
千葉県船橋市東船橋４丁目37番５号　平成ハイツ103号
債務者　岡田　真紀（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８０号
千葉市若葉区桜木２丁目16番12号
債務者　若山　信治
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６６５号
千葉市中央区生実町1808番地１　Ａ棟105号
債務者　供長　洋幸
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係